

都市計画の案にかかる意見書

鳥取県知事 様

令和8年2月 日

意見書を提出する都市計画の案 鳥取都市計画道路 1・4・2号南北線外 3路線

上記の都市計画の案について、都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

住所：

氏名 :

記

※意見書には、氏名及び住所（法人にあたっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載してください。

※意見書の要旨については、原則公開により審議する鳥取県都市計画審議会へ提出します。

※用紙が不足する場合は、別紙に記入していただいても構いません。

※いただいた御意見について、個別にお答えすることはできかねますので御了承ください。

※章見書の提出期限は、記載の締切日までです。(郵送の場合は期限内消印有効)

※御不明な点は島取畠生活環境部くらしの安心畠まちづくり課（電話 0857-26-7458）までお願ひします。